

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロ）の認定について

（指定不況業種に属し原油等の仕入価格が製品等価格に転嫁できていない中小企業者）

	認 定 基 準	提 出 資 料
第5号（ロ）	<p>（1）原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。 尚①営んでいる事業が全て指定業種である場合は、企業全体について、上記の要件を満たすこと。もしくは②営んでいる複数の事業のうち、主たる業種が指定業種である場合は、主たる業種及び企業全体の双方について、上記の要件を満たすこと。</p> <p>（2）営んでいる複数の事業のうち、1以上の指定業種に属する事業を営んでいる場合で、以下のいずれの要件も満たすこと。 ①指定業種の原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇していること ②企業全体の売上原価のうち、指定業種の原油等の仕入価格が20%以上を占めること ③指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること ④企業全体の最近3か月間の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること。</p> <p>上記のいずれかの要件を満たすこと。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定申請書 2通 2. 共通提出資料（発行日から3ヶ月以内のもの。写しも可） （1）法人の場合—商業登記簿謄本1通 個人の場合—住民票1通 （2）印鑑証明書1通 3. 5号（ロ）別紙 1通 4. 直近1期分の決算書（*注） 個人の場合は確定申告書の写し 5. 指定業種に属する事業を営んでいることが証明できる書類（例えば、取り扱っている製品・サービス等を証明できる書類、許認可証など）

※5号指定リストは中小企業庁のホームページをご覧ください。

（*注）決算書については、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書、原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表を提出してください。